

## 出産にともなう手続きについて

届出及び申請は、音更町役場本庁舎または木野支所で受け付けています。

### ■ 出生届

【対象者】 全出生児

【必要なもの】 出生届・母子健康手帳・印鑑（シャチハタ以外）

【注意事項】

- ・出生届の用紙は、入院中に病院で受け取ってください。
- ・生まれた日から14日以内に市区町村役場に届け出てください。住民登録地や本籍地に関係なく、日本全国の市区町村役場に届け出ることができます。
- ・新聞掲載（十勝毎日新聞）を希望する場合はお申し出ください。申込用紙と送付用の封筒をお渡ししますので、必要事項を記入して郵送してください。

【問合せ先】 町民課町民窓口係

### ■ 国民年金保険料の産前産後免除

【対象者と条件】 出産日時点で国民年金に加入している母

【必要なもの】 印鑑（シャチハタ以外）・基礎年金番号かマイナンバーがわかるもの

【注意事項】

- ・出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産日が属する月の3か月前から6か月間）の国民年金保険料が免除されます。
- ・産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※ 出産とは、妊娠85日以上の出産（死産・早産などを含む）をいいます。

【問合せ先】 町民課町民窓口係

### ■ 国民健康保険の加入

【対象者】 全出生児

【必要なもの】 世帯主の印鑑（シャチハタ以外）

【注意事項】 社会保険などに加入される方は、勤務先でご確認ください。

【問合せ先】 町民課国保医療係

## ■ 乳幼児等医療費助成

【対象者と条件】 全出生児

※ 保護者の所得による制限があります。

※ 社会保険などの加入者は、先に勤務先で保険証の交付を受けてください。

【必要なもの】 出生児の保険証・印鑑（シャチハタ以外）

※ 直近の1月1日現在（出生月が1月～7月のときは、前年の1月1日現在）、保護者の方の住民登録が音更町に無いとき、その他にも提出が必要なものがある場合がありますので、事前にお問い合わせください。

【問 合 先】 町民課国保医療係

## ■ 出産育児一時金

【対象者と条件】 母が出産日に国民健康保険の被保険者であること

※ 原則として国民健康保険から医療機関に直接支払われ、その差額を国民健康保険証に記載されている世帯主名義の口座へ振り込みます。

【必要なもの】 ・母の国民健康保険証 ・印鑑（シャチハタ以外）  
・母の国民健康保険証に記載されている世帯主名義の預金通帳  
・直接支払いに同意する旨を署名、押印した文書（病院で受け取ります）  
・医療機関からの請求明細など出産費用の内訳がわかるもの

【注 意 事 項】 ・社会保険などの加入者は、勤務先でご確認ください。  
・出生日から過去6か月の間に国民健康保険以外の保険に加入されていた方は、申し出てください。

【問 合 先】 町民課国保医療係

## ■ 児童手当

【対 象 者】 出生児を養育する父または母

※ 公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

【必要なもの】 ・請求者（上記対象者）の保険証  
・請求者（上記対象者）名義の預金通帳 ・印鑑（シャチハタ以外）

【注 意 事 項】 ・出生から15日以内に申請が必要です。申請が遅れた場合、原則的に申請が遅れた月分の手当が受けられなくなります。  
・里帰り出産などの場合は、現在住民登録をしている市区町村役場で申請します。

【問 合 先】 子ども福祉課子ども福祉係